

めること

- 一〇、被服費（制服制帽）代金額支給のこと
- 一一、悪質罰金制撤廃のこと
- 一二、運轉系統のダイヤを確立し枝光線の故障には代車を出すこと
- 一三、運轉士會社立合の上で檢車し相互の合意を以て勅級に出すこと
- 一四、車掌身体検査は人権蹂躪に亘るが如き振舞ひを廢止すること
- 一五、九州合同バスと合〳〵併の場合は
 - イ、事〳〵故費積立金は即時拂戻しのこと
 - ロ、合同慰勞金を支給し其の最低額を發表のこと

附 滞 條 件

十三、經 過

1、争議團體

- 一、本争議に關して犠牲者を出さざること
 - 二、争議中の日給、費用は全額會社負擔のこと
- 四月十二日市内規田中通角屋飲食店を争議團本部（女車掌は明專寺に）とし瀧て籠城し争議部署、聲明書を決意して以來全力を傾注した全總九聯の指導と各勞働組合の熱烈なる應援により敢果なる抗争を展開し近來稀に見る争議であつたが其の主なる情況左の通り

一、北九州交通従業員組合結成

十三日争議團本部に近き明專寺に於て従業員大會を開き北九州交通従業員組合を結成し組合長太田鐵雄外役員を選任せり